

令和元年第12回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	令和元年12月20日(金)	13時30分 開会 13時45分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	議案第1号 現況証明願いについて	
日 程 第 5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	
日 程 第 6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
1 佐藤 弘朗	2 久保 直之	3 松田 和浩	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治	7 友澤 勇司	
9 松橋 聡	10 藤井 浩行	11 山口 一行	12 中原 修
13 安藤 弘司	14 秋葉 宏之	15 松浦 敬貴	16 本間 保利
	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	20 渡辺 健一
21 越智 淳一	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 吉村 智之			
5. 欠席委員			
8 児嶋 和美		17 如澤 寿生	
6. 事務局			
事務局長 池田 孔紀		主 幹 宮本 則幸	
主 任 國分 昌宏			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から令和元年第 1 2 回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、2 3 名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第 1、議事録署名委員の指名を行ないます。 議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第 1 4 条の規定により、本日の議事録署名委員については、1 3 番 安藤委員、1 4 番 秋葉委員を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は本日 1 日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日とすることに決定致しました。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>令和元年 1 1 月 1 9 日に開催されました令和元年第 1 1 回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>1 1 月 1 9 日 (火)、総会后であります、北見市端野町におきまして令和元年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会が開催され、これに会長はじめ各委員が出席しております。</p> <p>1 1 月 2 8 日 (木)、東京都におきまして全国農業委員会会長代表者集會が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>1 2 月 1 7 日 (火)、議会議場におきまして、第 4 回湧別町議会定例会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>本日、令和元年第 1 2 回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 4、議案第 1 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局	<p>議案書の2ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において3件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧ください。その1。証明願出人、所有者ともに錦町、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、錦町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は9,155㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は本間委員、鈴木委員、久保委員でございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の4ページをご覧ください。その2。証明願出人、所有者ともに緑蔭、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、緑蔭●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は2,045㎡で、利用状況は原野であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は松橋委員、中原委員、友澤委員でございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、議案書の5ページをご覧ください。その3。証明願出人、所有者ともに東、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、東●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は3,745㎡で、利用状況は宅地であり、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は鈴木委員、久保委員、友澤委員でございます。</p> <p>(別冊資料3ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから議案第1号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決さ

議 長	<p>れました。</p> <p>日程第 5、議案第 2 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページをご覧ください。議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第 5 条の規定による許可書を申請者に交付することを決議する。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請書に交付することを決議するものであります。</p> <p>内容を説明しますので議案書の 7 ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人が佐呂間町、●●●●さん。譲受人が札幌市、●●●●さんです。申請地の所在ですが、開盛●●番●外計 7 筆で合計面積は 3, 0 9 1 m²です。転用目的は、太陽光発電所建設のためであり、権利の種類は所有権移転、事業費は 2 4, 6 0 0 千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。 (別冊資料 4・5・6 ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>これから議案第 2 号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから議案第 2 号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 6、議案第 3 号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局

議案書の9ページをご覧ください。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が2件、貸借権が4件が提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の10ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、緑町、●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、東●●番●で面積は11,424㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年12月20日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年1月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,170,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

つづきまして番号2番、所有権の移転をする者は、札幌市、●●●●●さん、所有権の移転を受ける者は、南兵村三区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、上湧別屯田市街地●●番●外計4筆で合計面積は20,838㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、令和元年12月20日で、対価の支払い時期につきましては、令和2年2月14日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、4,584,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして議案書の11ページをご覧ください。貸借権でございます。

はじめに番号1番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、栄町、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、川西●●番●外計8筆で合計面積は143,183㎡であり、利用権設定等の種類は貸借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、令和元年12月20日から令和6年10月23日までの5年間となっており、賃貸価格は400,

事務局	<p>900円でございます。 (別冊資料9・10ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、信部内、●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在は、信部内●●番●で面積は24,570㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。 利用権の期限でございますが、本日、令和元年12月20日から令和6年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は49,000円でございます。 (別冊資料11ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在は、北兵村一区●●番●の内面積は12,736㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。 利用権の期限でございますが、本日、令和元年12月20日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は50,000円でございます。 (別冊資料12ページにより位置説明)</p> <p>続きまして番号4番、利用権の設定をする者は、上湧別屯田市街地、●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、上湧別屯田市街地、●●●●さんでございます。 利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計12筆で合計面積は26,205㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。 利用権の期限でございますが、本日、令和元年12月20日から令和6年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は183,000円でございます。 (別冊資料13ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	これから議案第3号の議案について質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)

議 長	質疑なしと認めます。これから、議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。 これで、令和元年第12回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 13時45分</p> <p>この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>署名委員</p> <p>署名委員</p>